

平成29年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	平成29年5月29日		
2	招 集 日	平成29年6月5日		
3	提出議案件数	20件		
		予 算 5件		
		条 例 3件		
		その他 12件		
4	議案等件名			
	議案第57号	平成29年度西条市一般会計補正予算（第1回） について	別 冊	
	議案第58号	平成29年度西条市国民健康保険特別会計補正 予算（第1回）について		
	議案第59号	平成29年度西条市簡易水道事業特別会計補正 予算（第1回）について		
	議案第60号	平成29年度西条市公共下水道事業特別会計補 正予算（第1回）について		
	議案第61号	平成29年度西条市水道事業会計補正予算（第 1号）について		
	議案第62号	市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予 三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する協 定の締結について		1
	議案第63号	財産の取得について		2
	議案第64号	財産の取得について		3
	議案第65号	市道路線の認定について		4
	議案第66号	辺地総合整備計画の策定について		5
	議案第67号	西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に 関する条例について	6	
	議案第68号	西条市税条例の一部を改正する条例について . . .	7	
	議案第69号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	8	
	報告第6号	平成28年度西条市繰越明許費繰越計算書につ いて	9	
	報告第7号	西条市土地開発公社の経営状況について	10	
	報告第8号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	11	
	報告第9号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況		

	について	1 2
報告第 1 0 号	権利の放棄について	1 3
報告第 1 1 号	権利の放棄について	1 4
報告第 1 2 号	訴えの提起の専決処分について	1 5

議案第62号 市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳
こ線橋新設工事委託に関する協定の締結について

(建設道路課)

1 提出の理由

市道楠浜北条線道路改良事業に伴う予讃線伊予三芳駅構内三芳こ線橋新設工事委託に関する協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 協定金額

370,027,000円

(2) 協定の相手方

香川県高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 半井 真司

(3) 工事内容

ア 土木工事 一式

P5・P6橋脚下部工2基、 P5～P6上部工架設工

イ 電気工事 一式

支障移転に伴う電気工事

議案第63号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

財産を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 品名

化学消防ポンプ自動車Ⅱ型

(2) 取得金額

69,552,000円

(3) 取得相手方

松山市余戸中6丁目9番52号

小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社

支社長 眞部 治夫

議案第64号 財産の取得について

(社会教育課)

1 提案の理由

永納山城跡用地公有化事業の史跡用地として土地を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得する土地

ア 所在地

西条市河原津乙7番61 外13筆

イ 地目

宅地、畑、山林

ウ 面積

41,922.47㎡

(2) 取得金額

178,459,483円

(3) 取得相手方

3名

議案第65号 市道路線の認定について

(建設道路課)

1 提出の理由

本路線は、小松地区の公共施設が集中している地域において、東西方向の交通機能を強化し、施設間の円滑な通行を確保するため、新たな市道認定を行うものである。

2 概要

(1) 名称

小松温芳図書館北線

(2) 延長

22.5m

(3) 幅員

7.0m

議案第66号 辺地総合整備計画の策定について

(地域振興課)

1 提出の理由

辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

市内の明河辺地について総合整備計画を定めるものであり、計画期間は平成29年度から平成33年度までである。

計画内容としては、林道1路線の整備を行うものである。

議案第67号 西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について

(職員課)

1 提出の理由

市有施設の解体工事に伴う職員の不適切な業務処理により、行政に対する信用を失墜させたことに対し、職員の公務員としての使命と規律の厳正な保持に対する自覚を喚起するとともに、組織の長としての責任を明確にするため、市長、副市長及び教育長の給料を減じるため所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

市長、副市長及び教育長の給料を平成29年7月分に限り、10分の1を減じる。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年7月31日限り、その効力を失う。

議案第68号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課・資産税課)

1 提出の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 軽自動車税のグリーン化特例措置（軽課）の見直し

新車である3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新規取得の翌年度の軽自動車税に限り、税率軽減措置を講ずるグリーン化特例において、対象車両に係る燃費基準要件等の見直しを行った上、適用期限を2年延長し、平成29年度及び平成30年度に新規取得された軽自動車に対する軽自動車税を軽減する。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の改正

課税の特例について、適用期限を3年間延長する。

(3) わがまち特例の導入

固定資産税において、保育の受け皿整備の促進等のための税制上の特例措置（通称：わがまち特例）等を導入する。

3 施行期日

公布の日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

- (1) 第32条各号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第5条の規定 平成31年10月1日
- (3) 附則第10条の2第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

議案第69号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得基準額の引上げ

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の26万5,000円を27万円に引き上げる。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の48万円を49万円に引き上げる。

区 分	軽減対象世帯の判定基準	
	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000円	(現行どおり)
5割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>265,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>270,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)
2割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>480,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000円 + <u>490,000円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 [※] 数)

※ 特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属する者

3 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 適用区分 改正後の条例の規定は、平成29年度以後の国民健康保険税について適用する。

(財 政 課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、平成29年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○ 繰越明許費 22事業の合計

繰越額		3,137,450,000円
充当財源	国庫支出金	899,015,000円
	県支出金	816,841,000円
	市債	1,319,100,000円
	繰入金・分担金	4,060,000円
	一般財源（繰越金）	98,434,000円

【公共下水道事業特別会計】

○繰越明許費 8事業の合計

繰越額		366,497,000円
充当財源	国庫支出金	169,006,000円
	市債	190,400,000円
	一般財源（繰越金）	7,091,000円

【小松地域交流事業特別会計】

○繰越明許費 1事業の合計

繰越額		179,381,000円
充当財源	国庫支出金	80,500,000円
	一般財源（繰越金）	98,881,000円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告するものである。

2 土地開発公社経営状況の概要

(1) 平成28年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 平成29年度予算関係

収益的収入及び支出予算		6,102千円
資本的収入及び支出予算	収入	0千円
	支出	747千円
資金計画	受入	7,546千円
	支払	920千円

報告第8号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 平成28年度決算関係

事業報告
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 平成29年度予算関係

経常収益	17,707千円
経常費用	17,604千円
差引（損益）	103千円

報告第9号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 平成28年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 平成29年度予算関係

収入予算	70,677千円
支出予算	70,240千円
差引（損益）	437千円

報告第10号 権利の放棄について

(債権管理対策室)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により議会に報告するものである。

2 概要

債務者が行方不明の理由により、時効の援用がなされず累積している市営住宅使用料があり、回収が著しく困難、不能又は不適當となっていることから、債権の放棄をしたものである。

市営住宅使用料債権

件数 2件

金額 1,450,592円

報告第11号 権利の放棄について

(水道業務課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権があり、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

水道料金債権

件数 20件

金額 552,146円

報告第12号 訴えの提起の専決処分について

(債権管理対策室)

1 提案理由

市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものである。

2 概要

市営住宅使用料の滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納使用料の請求を行うものである。

(1) 滞納額

1,413,926円（平成29年5月末現在）

(2) 訴訟代理人

弁護士